

埼玉県福祉のまちづくり条例設計ガイドブックへの 追記について

ベビーチェア設置トイレへの二重ロックの設置について

背景

県バリアフリー条例や県福祉のまちづくり条例施行規則において、一定の規模を超える建築物のトイレにはベビーチェアを設置したトイレを設置することとしている。

一方で、トイレを利用する際にベビーチェアに座った乳幼児が扉の鍵を開けてしまい、乳幼児連れの方が安心して利用できない状況がある。

対応案

県福祉のまちづくり条例設計ガイドブックの便所の項目へ「望ましい整備」として以下を追記する。

「ベビーチェアを設置する際は、便房内の各種設備に乳幼児の手や足が届かないよう配慮し、ベビーチェアが戸の鍵に近接する場合には、乳幼児の手が届かない位置にも二つ目の鍵を設置する。」

【参考】整備例

